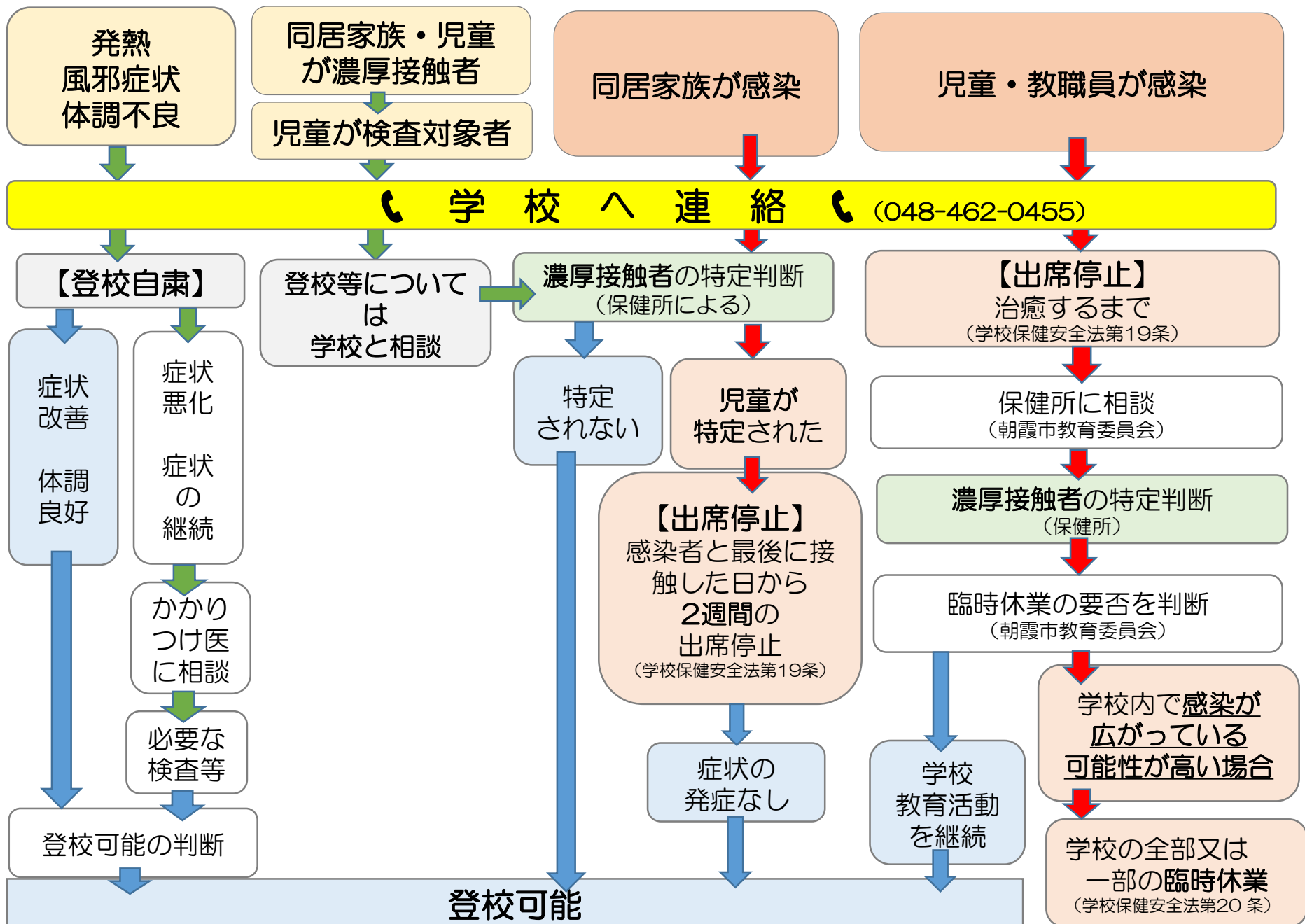


# 新型コロナウイルス感染症に係る登校対応フロー -朝霞市立朝霞第五小学校-



発熱  
風邪症状  
体調不良

同居家族・児童  
が濃厚接触者  
児童が検査対象者

同居家族が感染

児童・教職員が感染

学校へ連絡 (048-462-0455)

【登校自粛】

症状改善  
体調良好

症状悪化  
症状の継続

登校可能の判断

登校可能

登校等については  
学校と相談

濃厚接触者の特定判断  
(保健所による)

特定  
されない

児童が  
特定された

【出席停止】  
感染者と最後に接触した日から  
2週間の出席停止  
(学校保健安全法第19条)

症状の  
発症なし

【出席停止】  
治癒するまで  
(学校保健安全法第19条)

保健所に相談  
(朝霞市教育委員会)

濃厚接触者の特定判断  
(保健所)

臨時休業の要否を判断  
(朝霞市教育委員会)

学校  
教育活動を継続

学校内で感染が  
広がっている  
可能性が高い場合

学校の全部又は  
一部の臨時休業  
(学校保健安全法第20条)